議会の意見を無視し 失敗したし尿処理場

質問　し尿処理場の問題について業者選定に関するを質問したい。本質は去る議会で久留米市の轍を踏まぬよう、し尿処理場の施工に当って注意をうながしていたにもかかわらず、約束に反し奥はする。

農民には十四町歩余りに及ぶ被害を与える。全くとんでもないことだ。

また海苔についても助役は、色つやがよくなり、むしろ漁民には喜んでもらえると説明したが、今度は行政部長は「被害はないと思うが、つきはじめたら十分検査をする」といっているが、本当に排水による被害はないと自信をもって答えられるのか。

答　清掃法九条の中でBODの規定があり、その基準に近づくよう現在努力中であります。海苔の被害に対しては、BOD八〇となっているので、被害はないと思います。

これに対し、去る建設・文教・厚生委の合同会議で、業者の前で示した当局の態度をはげしく追及をした。

質問　放流水の被害による農作物は、最初からあの長距離間の川の水をカンガイ用水に使用することはわかっていたはずであり、当局は当然処理水はカンガイ用水に使ってよいかどうかを、荏原に問いただしたと思うが、どうか。農民は最初から心配していたことで当局は知っていて、市民をいつわり、このような状況になってきたのではないのか。

答　申訳けありません。実は荏原にそのようなことは聞いておりません。

ことわればすむと思っている。全く情けないことである。事前に荏原という業者は、他市でも困っているので注意すべきであると社会党議員から注意されながら失敗をくり返し、しかも農民には被害を与え、市民の税金は業者のしりぬぐいのため次々と繰り出し、市政に対する研究不足と熱意の欠陥を暴露した。

カラ財源の水増し予算 無責任な市の行財政

質問　前年度は十二月までに一億円もの追加予算ができたが、本年度はタッタ五万四千円の追加で、それも県補助金の追加にすぎないこれは市の財政が底をついている証拠で、四年間の古閑市政は尻すくみになってしまっている。十一億円にのぼる本年度の当初予算のうち市民税や固定資産税を約一千万円水増しして計上していたのではないか。

答　市民税や固定資産税の収入見込みを一千万円も水増しした覚えはないが、もともと本年度当初予算全体が具体的に水増しであったことは認める。

質問　そんな水増し予算のカラ財源での行政は無責任だ。その結果一億円以上の赤字が出るのはあたりまえだ。

三井と古閑市長のクサレ縁

質問　市民税のことであるが勤労者の給料からは毎月いや応なく天引きし、一般市民からは差し押えの強権を背景に市の広報車を走らせ、税金完納をよびかけているが、三井独占からとるべき鉱産税約五千万円の徴収は猶余している。これは税負担公平の原則に反する独占奉仕のやり方ではないか

答　実は、炭鉱不況のためである。しかし来年五月三十一日の出納閉鎖までに納入すると誓約書をとっている。

質問　誓約書ですむなら、勤労者や一般市民にも三井同様に猶余すべきだ。炭鉱不況というが、三井三池は日本一のビルド・アップ鉱（政府があとおしている炭鉱）だから納められないはずがない。三井と古閑市長のクサレ縁からではないか。

答　けっしてそうではない。

質問　どうもクサイ。なぜならば鉱産税のほかに三井が市に納入すべき市庁舎建設寄付金四百五十万円も三井が約束し、市では予算に計上しておきながら、いままで納まった額はタッタの三十四万円じゃないか。三井とのクサレ縁の証拠だ。

答　徴収がおくれて申しわけないが、相手のあることだから了解してほしい。

三井の税をとらぬから 市の財政は火の車

質問　了解するわけにはまいらぬ。なんとなれば三井から税を取らないから市の台所は火の車じゃないか。その結果、市職員の給与条例で、ボーナス（総額約四千万円）は十二月十五日支給にきまっているのに、これを払えず十八日支給にのばしているではないか

答　条例違反は認める。しかし組合は了解している。

質問　組合の了解とは食言だ団交の席上当局は十五日支給を約束しておきながら、支給を延期したといって組合は憤慨している。

答　支給日のおくれは交渉が手まどったためで、財政上の理由ではない。

質問　そんな嘘をいう。それでは市の財政現状を明るみに出そう。十二月十四日、荒尾市金庫には手もち金二、七〇〇万円しかなかった。そこへ肥後銀行から三、〇〇〇万円の借り入れ金返済をせまられていた。市職員へのボーナス（四、〇〇〇万円）の支払いどころではない。これが火の車でなくてなんだろう。窮地にたった古閑市長は金策に奔走、その日の午後、やっとのことで大蔵省から五、〇〇〇万円を借りてきて、うち三、〇〇〇万円を肥後銀行への返済金にあて、残る二、〇〇〇万円と手もち金二、七〇〇万円の合計四、七〇〇万円ができた。これでやっと、ボーナス支払いのメドがついたというのが実状ではないか。ここで考えることは、もし古閑市長が三井からの税金（約五、〇〇〇万円）を規定どおりとっておれば、こんなに火の車にならずにすんでいたはずだ。本来三井が借りて市に納めるべき金を市が借りて、三井が支払うべき利息を市が払ってやっているようなものだ。古閑市長は、いったい誰のための市政をやってきたのか。

宅地払下げで利息まで取る 古閑市政

質問　最近中央区東の宅地払下げに当り、財務局から坪五五円で購入したものを一、四〇〇円でしかも月賦で払う人からは年五分の利息まで取るということだが、事実か。

答　時価相場で計算して、一、四〇〇円にした。また月賦で払う人からは金利を取るのは当然だ。

質問　では古閑市長は、前坂田市長が坪百円以下で三井から購入した朝日ガ丘団地の九万坪の土地を時価相場も考えず、利息も取らずそのままの価格で三井に返しているではないか。そして市民からは時価相場で、しかも利息まで取るとは不当ではないか。

答　朝日ガ丘は市の都合で返したのであり、それとこれとは別である。

質問　市民の幸わせを守る市長として、三井には利息も考えず返し市民からは利息まで取る。これは血の通った温い政治ではないと思う。古閑市長は誰のための政治をやっているのか。

古閑市政の四年間は失敗だらけだ

質問　四年間にわたる古閑市政は完全に失敗だったと思う。

第一に、市庁舎の建設では市民を四名も殺し、二六名もの重軽傷者を出してしまった。しかもでき上った庁舎は雨もりがしたり、無数のキレツが入っている。

第二に、し尿処理場では十四町歩余りも稲作に甚大な被害を与えその上六〇〇万円以上の諸経費が使途不明ではないか。

第三に、水道事業では水道料金の値上げを実施した上に、おどろくべき虫が流出したではないか。

第四に、住宅政策では朝日ガ丘の土地を元の価格で、古閑市長は三井に返してしまい、現在宅地に困っているではないか。

第五に、古閑市長は三井の税金を年間一、〇〇〇万円も減税しておきながら、市民に対しては市民税を増額したではないか。

第六に、道路工事や学校建設についても、すべてが失敗している

古閑市長は一体、誰のための政治をしたのか。このように数多く市民を苦しめ、迷惑をかけてきたことは事実である。古閑市長は四年間を振り返って、市民にすまんと思っているかどうか。また反省しているかどうかを聞きたい。

答　いろいろご意見がありましたように、確かに問題があったことは事実であり、遺憾に思っておりますし、また反省もしております。

質問　市民に迷惑をかけ、苦しめてきたことを反省されておるということだが、四年間にわたる古閑市長の市政は、市民のための市政でなく、市民に対する極悪非道な市政であったし、古閑市長は再び市政にたずさわる資格がないものと判断するが、古閑市長の心境はどうか。

答　私が立候補するかどうかについては、他人の干渉は受けません。私自身が決めることです。

質問　古閑市長の厚顔しい態度は分った。市民にこれだけ迷惑をかけておきながら、あえて市長選に立候補するなら一切を市民に暴露し、市民とともに徹底的に批判し対決することを付言しておく

答　私が立候補するかどうかについては、他人の干渉は受けません。私自身が決めることです。

し尿処理施設に関する 特別委員会中間報告書

①調査の経過ならびに結果

前記会議開催のほか調査、協議を重ねて鋭意検討を行なったが、委員会ごとに当局の説明が食いちがい、さらに契約当時の設計書を委員会の強い要求にもかかわらず一ケ月間も提出せず、調査に相当の支障はあったが一応の結論に達したので、下記のとおり中間報告する。

(1)業者の選定について

重要工事の請負契約にあたって当局は議会の意向を無視し、一方的に業者を選定したものと判断する。

また竣工後の施設が他市のものにくらべて劣っていることは明らかである。

さらに施工にあたって他市を視察したにもかかわらず、かかる業者選定に踏み切った責任は重大である。

(2)場所の選定について

この種の施設は殆んど大きな河川や海岸に近い場所が選ばれており、希釈水は地下水を用いているがこの二点で当市の場所選定が誤っていることは明らかである。

(3)当局説明の誤りについて

事業執行にあたり、当局は「①のめるような処理水が放流される。②下流への被害はない。③一五メートル以上の距離に臭気を放散しない。④施設の大部分は地下に埋没し、屋根だけしかみえない」などの説明を議会や市民に対して行なってきた。

しかし、「①放流水は仕様書の透視度にも達していない。②窒素分過多による稲作の被害は一四町歩余りという甚大なものに達した。③臭気は相当広範囲に及ぶことがある。④施設の大部分は地上に築造されている」などとことごとに当局説明と相違している。市民に多大な迷惑をかけた責任は重大である。

(4)被害補償について

当初から判明していたアンモニア性窒素の過多による被害の恐れについて指導助言をせず、仕様書通りの汚水も放流されていないことから、施工者側に補償責任があるのは当然である。

また市当局も放流水の分析、かんがい水としての利用など、適切な対策を講じなかった責任があり、研究不足のそしりをまぬがれない。

なお、パイプ施設の費用を含めて業者と交渉中である、と当局は設明しているが、特別委員会としては農民に迷惑をかけぬよう一二月定例市議会に補償額を計上し、歳入については鋭意交渉するよう要望した。

②水質検査の結果について

福岡衛生研究所に放流水および下流の井戸水（四カ所）の化学検出を依頼した結果、放流水は仕様書に示された七・五度をはるかに下まわり、井戸水はいずれも飲料不適であることが判明した。

さらに放流水が仕様書の透視度に達したことはほとんどなく、放水路には相当量の汚泥が堆積しており、環境衛生の面からも極めて問題があるので、業者に改善させることはもちろん、放流パイプを海岸まで布設する必要があるものと判断する。

③粉砕機について

業者が荒尾市の施設は一流の性能であると称しているが、他市と比較して粉砕機の性能が劣ることは明らかである。

とくに粉砕機切刃の耐用年数が都市ではほとんど一年以上であるにもかかわらず、当市は一ヵ月半くらいの使用にたえるにとどまり機械の質はもとより、市当局の研究不足を指摘せざるを得ない。

委員会としては名実ともに一流の性能を発揮させるよう、徹底的手なおしを要望した。

④消化槽について

他市の消化槽の多くは二重式となっており、当市の場合、ビニール断熱材が用いられるとはいえ、表面にシミが認められ、保温効果が懸念される。

これは生コン使用による打ち込み作業に問題があったものと思われ、業者および当局の監督に責任があるものと判断する。特別委員会としては、消化機能を高めるため二重槽に改良し、さらに加温方式を蒸気ふき込みから温水に切りかえるよう検討方を要望した。

⑤設計変更について

当局説明では設計変更をしたので、各工事の金額が変ったということであるが、調査の結果設計の変更はほとんどなく、単に工事費金額の訂正にすぎないことが明らかとなった。なお当局もこの点を認めた。

(イ)工事費の各費目から、二、三二六、〇〇〇円を減額、または削除したことは、主体工事に問題を提起することが考えられる。

(ロ)上記の金額がそのまま諸経費三八〇万円に追加され、六一二万六千円に増額されており、しかもその内訳明細が全くないことは、業者に不当な利益を与えたものと判断せざるを得ない。

(ハ)各工事の設計費について、的確な答弁が得られず、当局は工事費総枠五、四八九万円の枠内で業者一任の形で帳簿上の整理をしたにすぎず、委員会としては了解できない。

⑥事業上の当局の責任について

(イ)重要事業であるにもかかわらず当局は各社間の施設を比較することをせず、業者の選定を独断で行なったことは問題である。

(ロ)当局はかかる特殊工事について知識がなかったとしながら、いささかの研究もなさず、適切な技術員の導入もせず、一切業者まかせであったことは、無責任であると判断する。

(ハ)将来発生の恐れがある農作物について予見せず、老朽放水施設を使用したことは、当局の重大な失態であったと判断する。

(ニ)当局説明と竣工後の現状に大きな相違を生じたこと、一七項目にわたる手直し工事の後も、仕様書通りの基準に達しておらず設計変更という理由で工事単価を減額ないし削除し、それによって増額された諸経費が、使途不明であることなど、市民の疑惑を生じてもやむを得ないものと判断する。

以上の通り中間報告をするが、なお業者との折衝もあり施設の手直し、被害補償、今後の対策問題もあるので、引き続き閉会中の継続調査にするよう決定した。